

# 「日吉津村ふるさと読本（仮称）」制作業務委託仕様書

## 1 業務名 「日吉津村ふるさと読本（仮称）」制作業務

## 2 業務の目的・概要

子どもたちがふるさと日吉津について学びながら村の将来を考え、大人も日吉津村のよさを再発見できる学習冊子の編集、作成を行う。

## 3 成果品企画

### （１）教材

- ・サイズ：A B
- ・項数 3 2 程度
- ・色数：表紙、本文とも 4 色（全面カラー）
- ・発行予定部数：4 0 0 部

### （２）電子データ

- ・教材と同じ内容の閲覧用 PDF データ

## 4 業務期間

契約締結日～令和 7 年 1 1 月 3 0 日

## 5 委託業務内容

日吉津村ふるさと学習教材「日吉津村ふるさと読本（仮称）」を企画・作成する。

日吉津村教育委員会で作成する基本原稿を基に、次の事項をふまえ加筆修正、編集、デザイン、デジタル化及び印刷製本を行う。

- （１） 受託者が業務を遂行する上で必要な資料等は、必要に応じ貸与する。ただし、取材活動については協議の上、本村と共同にて行うこと。
- （２） 専任のスタッフを確保すること。
- （３） 新学習指導要領にそった内容であること。
- （４） 本村職員で構成する制作会議への参加や取材活動におけるヒアリングシートの活用等、本村の意向を反映させるとともに、積極的な提案を行うこと。
- （５） 本村の魅力を視覚的、効果的に提示し、子どもたちが興味・関心を持ち、意欲的に学習に取り組めるような内容とすること。
- （６） 原稿執筆は主に日吉津村が行うものとするが、協議により、受託者は、本村が収集しきれない写真・データを入手し、必要に応じて専門的見地から執筆の補足を行うものとする。
- （７） 受託者は文字原稿・資料・データ等を子どもたちが理解しやすいようにわかりやすく編集、デザインを行うとともに、紙面構成を工夫すること。
- （８） 紙面のデジタル化には、二次元バーコードなどを利用して本村の自然や歴史、伝統行事等の動画などを用いること。

- ( 9 ) 必要なイラスト・グラフ等は、本村のイメージに沿い、加工、作成すること。
- ( 10 ) 第三者の著作物を使用するときは、受託者の負担で著作権処理をすること。  
(必要な経費については、委託費に含む)
- ( 11 ) また、本印刷物のほかに、ウェブサイト、校内に設置したサーバーで二次使用する可能性があることを想定すること。
- ( 12 ) 業務の進捗について、書面にて随時報告すること。

## 6 校正

文字及び色校正 2 回以上行うこと。

## 7 納品

成果品を指定する場所・日時に納品すること。

## 8 留意事項

- ( 1 ) 受託者は、採択された提案内容に基づき、誠実に業務を実施すること。
- ( 2 ) 成果物の権利は、日吉津村に帰属する。
- ( 3 ) 本仕様書に定める事項のほか、委託業務の実施のために必要な事務が生じた場合は、本村との協議のもと、適切に遂行すること。
- ( 4 ) 受託者は、委託期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。